

From たんぽぼ舎
To kumamoto84@yahoo.co.jp
日時 2026/03/14 土曜日 19:58

たんぽぼ舎です。【TMM:No5347】地震と原発事故情報 – 4つの情報をお知らせします

たんぽぼ舎です。【TMM:No5347】
2026年3月14日(土)地震と原発事故情報 –
4つの情報をお知らせします
転載・転送歓迎
(転載される方はご一報いただけると幸いです)

-
- ★ 1. 試論「廃原発事始め」第38回
1970年代前半、原発推進と反対とのせめぎあいが
始まったその実相を振り返る
原発推進勢力はオイルショックを原発推進に対する逆風状態から
脱するための絶好の機会として利用しようとした
藤岡彰弘 (廃原発watchers 能登・富山)
 - ★ 2. 上関原発裁判判決を批判する (上)
公有水面埋立法の枠組みを理解していない
「埋立権が所有権類似の性質を持つ」と解している
「補償は必ずしも必要ない」としている
連載「権利に基づく闘い」その45
熊本一規 (明治学院大学名誉教授)
 - ★ 3. メルマガ読者からのイベント案内(お問い合わせは主催者へ)
 - ◆ 4/3「放射線副読本、放射線教育文科省交渉」
会場：参議院会館
主催：「原子力資料情報室」、「地球救出アクション97」
 - ★ 4. 新聞より2つ
 - ◆ 柏崎刈羽原発6号機、発送電停止
東電、漏電の警報作動で原因調査
(3月14日12時59分「共同通信」)
 - ◆ 【福島事故15年】原発回帰は無責任だ
(3月14日「高知新聞」《社説》より抜粋)

※ 3月20日(金)第58回「原発いらない!金曜行動」(首相官邸前)
柏崎刈羽原発の再稼働などもってのほか
福島第一原発の核汚染水海洋投棄を中止せよ!
老朽原発うごかすな! 東海第二原発再稼働するな!
フクシマは終わっていない!

日時：3月20日(金)18時30分より19時45分
場所：首相官邸前
主催：「原発いらない金曜行動」実行委員会
定例：毎月第3金曜日

次回の第59回は4月17日(金)18時30分より19時45分です。

済の大きな枠組みも大きく変わり始めていました。

その動きを加速させたのが第4次中東戦争後のオイルショックだったのだと思います。

今回からは、原発を取り巻く推進・反対のせめぎあいの様相を順を追って見返していき、後半の部分で、1975年9月に起きた原子力船「むつ」の「漂流事件」と、その後の「むつ」に関わることについて触れていきたいと思います。

参照した著作は、前半部が、『核の世紀—日本原子力開発史』（2016年東京堂出版）から岡田知弘さんの「原発立地政策の形成過程と地域」や、本間龍さんの『原発プロパガンダ』（2018年岩波新書）等、後半部分は、倉沢治雄さんの『原子力船「むつ」—虚構の航跡』等です。

さて1970年代に入ると、米ソの東西冷戦構造にゆるみが生じてくるとともに、米ソ双方にとってアジアと中東の持つ比重が大きくなっていきます。

1971年2月のテヘラン会議で、原油価格は石油メジャーと産油国（OPEC）側との協議で決まる体制に移行しました。

一方、泥沼化するベトナム戦争のさなか、ニクソン米大統領が1972年2月に、中国訪問を行い世界を驚かせます。慌てて日本も9月に田中首相が、北京で周恩来首相との「日中共同声明」に署名、国交を回復させました。

アメリカは1973年1月、ベトナム戦争からの撤退を開始します。

そんな中、1973年10月に第4次中東戦争が勃発しました、これまでアメリカの支援で負け知らずのイスラエル軍が、あわやというところまでアラブ側に攻め寄せられてしまいます。

かろうじて押し返しましたが、アラブ側の自信は、その後のOPECとメジャーとの力関係に大きな影響を及ぼしました。

中東の産油国はイスラエル支援国への石油禁輸を実施、アメリカの同盟国日本にも、石油価格の急騰としてショックが及びました。

マスコミは、連日、石油が枯渇するとか、トイレットペーパー等日用品の供給不安が起きているなどと危機感をあおりましたが、実際には沖縄金武湾の反CTS闘争（1973年9月～）が示すように、ガルフや三菱などによる列島各地での石油備蓄基地計画は概に進められており、石油価格の上昇はある程度予測されていたのです。

ましてや原発については、1960年代後半から、計画はどんどん進められながら、実際の立地場所の確保はなかなか進みませんでした。

原発推進勢力は、オイルショックをそれまでの逆風状態から脱するための絶好の機会として利用しようとしたのです。 <第39回に続きます>



■ 2. 上関原発裁判判決を批判する（上）

- | 公有水面埋立法の枠組みを理解していない
- | 「埋立権が所有権類似の性質を持つ」と解している
- | 「補償は必ずしも必要ない」としている
- | 連載「権利に基づく闘い」その45

└── 熊本一規（明治学院大学名誉教授）

号 妨害予防請求事件) の判決 (以下、「同判決」という) を下した。

同判決は、被告 (祝島島民の会) に対し、海上ボーリング調査を含む原告 (中国電力) の公有水面に対する使用を妨害する一切の行為をしてはならないという内容であった。

海が一般公衆の共同使用に供される「公共用水面」であることは、それが海水浴や釣りやヨット等の使用に供されている事実からわかるように誰しも否定できないことであるが、本件の最大の争点は、埋立免許により生じる埋立権に妨害排除請求権があるか否か、分かりやすく言えば、埋立免許に因って埋立工事を施行する水域 (以下「埋立施行区域」) が埋立工事以外の使用ができない「排他的水面」になるか、それとも「公共用水面」であり続けるかであった。

◎ 同判決は、「排他的水面」になるとの判示をしたのである。

実は、埋立免許がなされても公共用水面は公共用水面であり続けるとした有力な大審院判決が存在する。昭和15年2月7日判決がそれであり、次のように判示している。

公共用水面埋立ノ免許ハ一行政処分ニシテ之ヲ受ケタル者ニ其ノ埋立ヲ条件トシテ埋立地ノ所有権ヲ取得セシムルコトヲ終局ノ目的トスルモノナレトモ免許自体ニ因リ直ニ該水面ノ公共用ヲ廃止スル効カヲ生スルモノニ非ス

(口語訳：埋立免許は一つの行政処分で、これを受けた者にその埋立を条件として埋立地の所有権を取得せしめることを終局の目的とするものであるが、免許自体に因って直ちにその水面が公共用水面でなくなる効力を生ずるものではない)

にもかかわらず、埋立免許により排他的水面になると判示した同判決は、当然のことながら、数々の誤りを含んでいる。

以下、主要な誤りを指摘する。

[1] 公有水面埋立法の枠組みを理解していない

公有水面埋立法は埋立の手続きを、以下の a ~ g のとおり定めている。

- a 埋立免許出願 (埋立事業者が知事に埋立免許を出願)
- b 水面権者の埋立同意 (漁業権者等の水面権者の埋立同意を取得)
- c 埋立免許 (知事が埋立事業者に埋立免許を出す)
- d 水面権者への補償 (埋立事業者が水面権者に補償する)
- e 埋立工事に着工
- f 竣功認可 (埋立が完成したことの認可を知事から取得)
- g 埋立地所有権の取得 (埋立事業者は竣功認可の告示の日に埋立地の所有権を取得)

同判決は、埋立権が妨害排除請求権を持ち、埋立施行区域内の水面は、埋立以外の使用が存在しない排他的水面になるとするが、もしもそうであれば、埋立免許後には、埋立施行区域内には埋立権以外の権利が存在し得ないことになるから、d の手続きが不要になるはずである。

d の手続きを定めているのは公有水面埋立法 6 条及び 8 条である。

6 条では埋立工事により損害を受ける水面権者に補償すべきことを、8 条では水面権者に補償した後でなければ埋立工事に着工できないことをそれぞれ規定している。

公有水面埋立法6条・8条は、埋立権が妨害排除請求権を持たず、埋立免許後にも水面権が存在し続けることを意味しているのである。

同判決は、公有水面埋立法の枠組みを理解しておらず、埋立権が妨害排除請求権を持つという見解が公有水面埋立法6条・8条に違反することに全く気付いていない。

公有水面埋立法に関する初歩的誤りというほかはない。

[2]「埋立権が所有権類似の性質を持つ」と解している

同判決は、埋立権が妨害排除請求権を持つ根拠として、次のように述べている(19頁)。

この公有水面埋立権は、国が公有水面を所有することに由来することからすると所有権から派生したものであり、所有権類似の性質を持つと解される。

つまり、埋立権は、国が公有水面を所有することに由来するので所有権から派生した権利であり、所有権類似の性質を持つから妨害排除請求権を持つとするのである。

妨害排除請求権を持つのは物権ないし物権的権利であるため、埋立権が妨害排除請求権を持つ根拠を私法上の「所有権」に求めたのである。

しかし、「公有水面」の「公有」が、私法上の所有権にあたるという見解は、これまで公有水面埋立法の解説書(山口眞弘・住田正二『公有水面埋立法』)にも判例にも全く存在しなかった見解である。

同法1条は「公有水面とは、公共用水面にして国の所有に属するものをいう」旨規定しているが、同法は「公所有権説」(公共用物には私法の適用が排除されるため、私法上の所有権は存在しないとする説)に基づいて立法された法律であるため、1条にいう「国の所有」も「公法上の所有」と解説されてきたのである(拙著『埋立と漁業の法律問題』第三章を参照)。

[3]「補償は必ずしも必要ない」としている

1条にいう「国の所有」が「私法上の所有」であるとする同判決の見解は、埋立権に妨害排除請求権を認めるために無理やり創り出された独自の見解に過ぎず、誤りである。

そのことは、同判決の次の一節(27頁)からも明らかである。

しかしながら、「公有水面埋立権は、国が公有水面を所有することに由来し、所有権から派生した所有権類似の性質を持つものであるところ、このような性質に照らせば、妨害予防請求権を行使するに当たり、当然に補償を要するものとは解されない。」

このように、同判決は、埋立権が所有権類似の性質を持つことに照らせば、妨害予防請求権を行使するに当たり(他の水面使用を排除するに当たり)、補償を払わなくてもよい、と述べているのである。

とすれば、従来埋立で必ず支払われてきた補償が必ずしも必要でなかったことになり、到底頷ける見解ではない。

新憲法下では、財産権の侵害には必ず補償しなければならない(29条)。

埋立により、従来、埋立施行区域に存在していた財産権が消滅させられるならば、憲法に基づき補償が必要である。

そのため、従来埋立ではすべて補償契約を交わし、補償金を払う代わりに埋立に同意してもらって初めて埋立が可能になったのである。

ちなみに、同判決は、自由漁業の権利が公有水面埋立法の水面権に含ま

れていないことを根拠として自由漁業に補償が不要である旨述べているが、自由漁業の利益が成熟すれば、財産権になり、補償が必要であることは「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」2条に示されており、実務上も自由漁業に対して必ず補償が支払われている。

公有水面埋立法が補償対象を水面権に限定したのは、同法が大正10年に旧憲法下で制定されたからであり、新憲法下では財産権にまで成熟した自由漁業には必ず補償が必要である。

また、水面権でなくても埋立に因り実害がある場合には補償が必要なことは、第71回国会の政府答弁でも認められている。

これらのことは、埋立の研究者にとっても実務担当者にとっても常識に属することであるにもかかわらず、同判決が知らなかったのは、同判決が漁業法や公有水面埋立法についての初心者によって書かれたことを物語るものである。

埋立権が妨害排除請求権を持つから補償は必ずしも必要ないとする同判決の見解は、これまでの埋立実務を全否定するとともに憲法29条に違反する暴論である。

そして、同判決がこのような暴論を吐く根本原因は、前掲引用文（同判決27頁）に示されているように埋立権が所有権類似の性質を持つと解しているからである。（「下」に続く）

注：2026年3月5日判決は、筆者のホームページ

<http://www.kumamoto84.sakura.ne.jp/> に掲載している。



3. メルマガ読者からのイベント案内(お問い合わせは主催者へ)

◆4/3「放射線副読本、放射線教育文科省交渉」

日時：4月3日(金)13時より準備の会、
13：30より15：00交渉、15：00より16：00交流

会場：参議院会館

主催：「原子力資料情報室」、「地球救出アクション97」

連絡先：メール minako-i@estate.ocn.ne.jp 稲岡



4. 配信・新聞より2つ

◆柏崎刈羽原発6号機、発送電停止 東電、漏電の警報作動で原因調査

東京電力は14日、漏電を示す警報が12日に作動した柏崎刈羽原発6号機（新潟県）で、原因調査のために発送電を停止した。原子炉は止めずに出力を約20%に下げた状態を維持する。18日に予定していた営業運転の開始は遅れる見通し。

東電によると、6号機はフル出力で試運転中だった12日午後4時ごろ、発電機から電気が地面にわずかに漏れていることを示す警報が作動。事前の手順通りに制御盤などを確認したが原因を特定できなかった。作業員の安全を考慮してタービンや発電機を止めて詳細に調べることにし、14日午後0時半ごろ、発電機を送電網から切り離れた。